

# 地域相談支援のしおり



長崎市障害者自立支援協議会

地域生活支援部会

## 目次

地域相談支援とは	・・・・・・・・・・	3	ページ
地域移行支援とは	・・・・・・・・・・	3	ページ
地域移行支援 サービス利用の流れと手続き	・・・・・・・・	5	ページ
地域定着支援とは	・・・・・・・・・・	9	ページ
地域定着支援 サービス利用の流れと手続き	・・・・・・・・	10	ページ
地域相談支援給付費の請求	・・・・・・・・・・	12	ページ
用語集	・・・・・・・・・・	18	ページ

### 添付資料 ①地域移行支援提供実績記録票

記入例

### ②地域定着支援提供実績記録票

記入例

### ③地域移行支援申請書式

記入例

### ④地域定着支援申請書式

記入例

## 地域相談支援とは

地域相談支援の業務は、都道府県が指定する指定一般相談支援事業所が実施するもので、「地域移行支援」と「地域定着支援」からなり、地域移行の取り組みを強化するものとして個別給付化されました。

## 地域移行支援とは

施設や精神科病院に入所・入院している障害者について、住居の確保等地域における生活に移行するための活動に関する相談その他のサービスを提供すること等をいいます。概ね給付決定日を属する月を除き半年を目安に行いますが、市に相談し審査会の決定を受けると1年まで延長することができます。

### 対象者

以下の者のうち、地域生活への移行のための支援が必要と認められる者。

#### ① 障害者支援施設、のぞみの園、児童福祉施設又は療養介護を行う病院に入 院している障害者

※ 児童福祉施設に入所する18歳以上の者、障害者支援施設等に入所する15歳以上の障害者みなしの者も対象となります。

#### ② 精神科病院（精神科病院以外で精神病室が設けられている病院を含む）に 入院している精神障害者

※ 長期に入院していることから地域移行に向けた支援の必要性が相対的に高いと見込まれる直近の入院期間が1年以上の者を中心に対象となります。（退院後の生活が単身でも家族との同居でもよい）また、直近の入院期間が1年未満である者であっても、例えば、措置入院者や医療保護入院者で住居の確保などの支援を必要とする者や、地域移行支援を行わなければ入院の長期化が見込まれる者についても対象となります。

※ 地域移行支援の対象となる精神科病院には、医療観察法第2条第4項の指定医療機関も含まれており、医療観察法の対象となる者に係る支援に当たっては保護観察所と連携することが必要です。

#### ③ 救護施設又は更生施設に入所している障害者

#### ④ 刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘置所）、少年院に収容されている障害者

※ 保護観察所、地域生活定着支援センターが行う支援との重複を避け、役割分担を明確にする観点等から、特別調整の対象となった障害者（「高齢又は障害により特に

自立が困難な矯正施設収容中の者の社会復帰に向けた保護、生活環境の調整等について（通達）」に基づき、特別調整対象者に選定された障害者）のうち、矯正施設から退所するまでの間に障害者福祉サービスの体験利用や体験宿泊など矯正施設在所中に当該施設外で行う支援の提供が可能であると見込まれるなど、指定一般相談支援事業者による効果的な支援が期待される障害者を対象とします。

⑤ **更生保護施設に入所している障害者又は自立更生促進センター、就業支援センター若しくは自立準備ホームに宿泊している障害者**

※地域移行支援の実施主体について

ア 矯正施設収容前に居住地を有していた障害者は、当該居住地の市町村とします。

イ 矯正施設収容前に居住地を有しないか又は明らかでない者については、収容前におけるその者の所在地に当たる逮捕地の市町村とします。なお、矯正施設等を退所し、居住地が定まった後の介護給付費等の支給決定及び給付の実施主体については、入所施設等を退所した障害者と同様の取扱いとします。また、収容前におけるその者の逮捕地の把握方法は、刑務所や保護観察所に照会することを想定しています。

(H26.4.25 横浜市の照会に対する厚労省の回答)

#### 支援内容

地域移行支援事業者（指定一般相談支援事業所）は、主として以下の支援を行います。

ア 利用申込者に対する地域相談支援給付決定の申請に関する必要な援助

イ 地域移行支援計画の作成

ウ 障害福祉サービスの体験的な利用支援や1人暮らしの体験的な宿泊支援、公的機関等への同行支援

エ 福祉サービス等利用の受入れ調整、住居の確保

なお、地域移行支援事業者の事業所所在地と退所予定者の帰住予定地が遠隔地にある場合には、エの業務の一部を当該帰住予定地の指定地域移行支援事業者に委託することも可能。

## 支援の流れのイメージ

### ☆初期段階

- ・地域移行支援計画の作成
- ・訪問相談（信頼関係づくり、退院・退所に向けたイメージ作りなど）

### ☆中期段階

- ・訪問相談（不安解消や動機付け等）
- ・同行支援（公共交通機関の利用や障害福祉サービス事業所等の体験利用等）
- ・自宅への外泊、一人暮らしやグループホーム等の体験宿泊
- ・関係機関との連携（入所施設・精神科病院等との個別支援会議開催や調整等）

### ☆終期段階

- ・同行支援（退所・退院後に必要な物品の購入、行政手続き等）
- ・関係機関との連携・調整（退院・退所後の生活に関わる関係機関等）

## サービス利用の流れと手続き

### ①利用者からの意向



病院を退院したいけど、無理かなあ。そんなことできるはずもないかあ。

あなたの退院、応援させていただきます！



相談支援専門員



一人では不安だけれど、手伝ってくれるなら頑張ってみよう！

### ②インテーク・アセスメント

病院や施設など、対象となる利用者からの相談を直接伺いに訪問し、地域移行支援について説明を行います。

今まで退院等が難しかった理由はもとより、これからどういう生活をしたいと対象者が考えているのか確認し、チームの支援目標を設定します。



どのような生活をしたいか・・・考えたことなかったけどこの際だから考えてみようかな。

### ③申請

申請の意向を確認できたら、申請書を提出します。

- 第5号様式 「介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費 計画相談支援給付費 地域相談支援給付費)支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書」  
→計画相談と地域移行にチェックをいれます。
- 世帯状況・収入申告書
- 第19号様式の2 「計画相談支援・障害児相談支援依頼(変更)届出書」
- 第2片 「障害支援区分認定関係」

### ④認定調査実施

退院・退所後、区分が必要なサービスを使うと想定される場合は審査会を通してからの受給者証発行となるため、時間がかかる場合があります。そのような場合は区分決定前に地域移行支援を利用したいという旨を市へ伝えることで、区分決定待たずに支援を開始することができます。

### ⑤契約

計画相談と地域移行支援それぞれ契約を結びます。

### ⑥サービス等利用計画案作成

地域移行支援事業用フォーム(「サービス利用計画案」「週間計画表」「申請者の現状(基本情報)」)を作成し、利用者から内容に同意をいただけたら、市へ署名が入った計画案のコピーを提出します。

### ⑦地域移行支援計画作成

これから先、6ヶ月の計画を利用者と一緒に作成し、利用者から内容に同意をいただけたら、市へ署名が入った計画案のコピーを提出します。

※⑥と⑦は同時に市へ提出しても構いません。

### ⑧受給者証発行

黄色の受給者証が発行され、市役所から送付されます。

### ⑨担当者会議開催

利用者・ご家族・関係者を集め、担当者会議を開催し、計画案に基づいて支援方針の協議や役割分担等の確認を行います。

会議録は各事業所フォームで保管します。

様々な役割をもつ方々が一緒にチームに入ってくださいませ。  
いつでもチーム内で相談できますので、支援者側も心強いです。



### ⑩サービス等利用計画及び地域定着支援計画立案

地域移行支援事業用フォームを作成し、利用者から内容に同意いただけたら、市へ署名が入った計画書のコピーを提出します。

### ⑪支援開始

支援員による対面支援を月に2回以上行います。

提供実績表に支援内容を記載し、確認印またはサインをいただきます。

また、提供実績表は翌月10日までに市へ提出します。

その他・・・

**モニタリング**や支援の進捗状況の確認や、課題解決に向けて関係機関で話し合う**ケア会議**、グループホーム体験などの**サービス申請**などを必要に応じて行っていきます！



### ⑫退院・退所後に向けたサービス等利用計画案作成

退院・退所後、福祉サービスを利用する場合にサービス等利用計画案を作成します。

地域定着支援事業の利用を予定している場合も含まれます。

※同時に申請書も提出します。

### ⑬障害福祉サービス受給者証発行

受給者証が発行され、市から送付されます。

(福祉サービスは水色、地域定着支援は黄色の受給者証)

### ⑭サービス担当者会議開催

退院・退所を前に地域で使うサービスの調整、最終打ち合わせを行っていきます。

#### ⑮ サービス等利用計画作成

利用者から内容に同意いただけたら、市へ署名が入った計画書のコピーを提出します。

#### ⑯ 退院・退所

地域移行支援終了となります。退院・退所後、地域定着支援への切り替えや障害福祉サービスを利用される方は計画相談支援へと切り替わります。



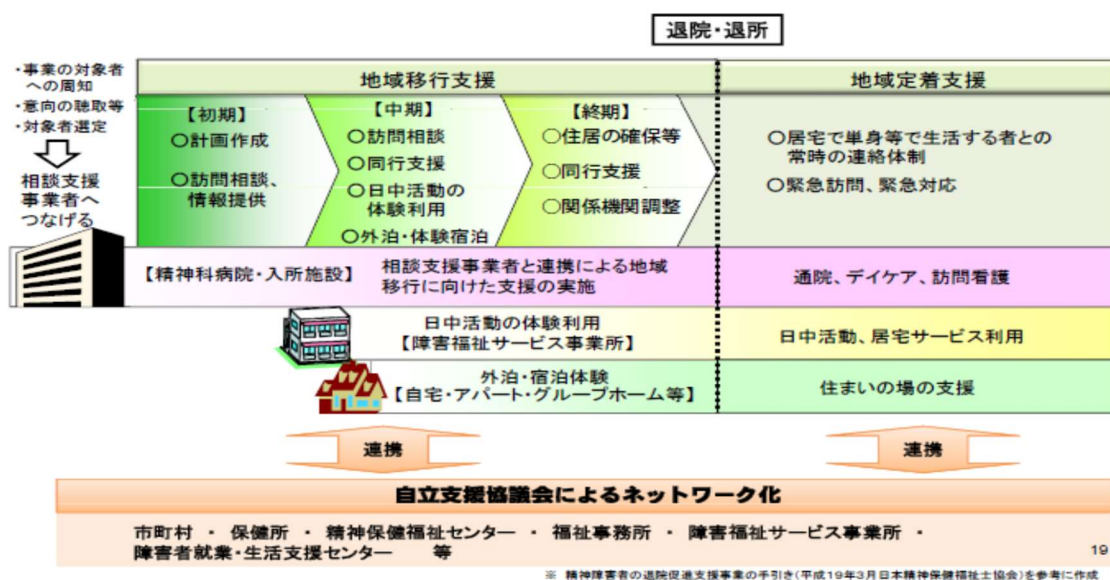
## 地域定着支援とは

居宅において単身等の状況で生活する障害者について、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等に相談その他のサービスを提供することを言います。

自分では対処できない緊急事態が発生したときに、利用者を迅速にサポートできるような日頃から、電話や訪問等でご本人の状態を確認したり、関係機関等と連携を図ることが大切になります。

支給期間は納付決定日を除き1年以内となっています。但し対象者や同居する家族等の心身の状況ほかを踏まえ必要な際は1年の範囲内で更新が可能。

### 地域生活への移行に向けた支援の流れ(イメージ)



### 対象者

以下のいずれかに該当する方となります。

- ① 居宅において単身であるため緊急時の支援が見込めない状況にある障害者
- ② 居宅において家族と同居している障害者で、その家族等が障害、疾病等のため、緊急時の支援が見込めない状況にある方

※障害者支援施設等（共同生活援助も含む）や精神科病院から退所・退院した方のほか、家族との同居から一人暮らしに移行した方や地域生活が不安定な方等も対象になります  
 しかし共同生活援助や宿泊型自立訓練への入居者は対象外となります。

## 支援内容

地域定着支援事業者（指定一般相談支援事業所）は、主として以下の支援を行う。

### ア 常時の連絡体制の確保

（携帯電話等による利用者や家族との連絡体制の確保や夜間職員の配置等）

### イ 緊急時の対応

（迅速な訪問、電話等による状況把握、関係機関等の連絡調整、一時的な滞在による支援等）

## サービス利用の流れと手続き

### ①利用者からの利用意向



長く入院していたから、生活に必要な買い物や手続き、近所とのかかわりも解らないことばかり… また入院するようなことになったらどうしよう…

安心して下さい！生活が落ち着くまで、電話相談や定期訪問、必要時には緊急訪問なども行います。



### ②インテーク・アセスメント

利用者からの相談を直接伺いに訪問し、地域定着支援について説明を行います。

どのようなときに緊急的な支援が必要となるのか等利用者と一緒に考えていきます。

### ③申請

申請の意向を確認できたら、申請書を提出します。

ア 第5号様式「介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費 計画相談支援給付費 地域相談支援給付費）支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書」

→計画相談と地域定着にチェックをいれます。

イ 世帯状況・収入申告書

ウ 第19号様式の2 「計画相談支援・障害児相談支援依頼（変更）届出書」

エ 第2片 「障害支援区分認定関係」

オ クライシスプラン

※地域移行支援から定着支援の利用へ移行の方は、ア、イ、オを提出する。

#### ④認定調査実施

認定調査員がご自宅へ訪問し、本人や家族から心身の状況などの聴き取りを行う。

#### ⑤契約

計画相談と地域定着支援それぞれ契約を結びます。

※地域移行支援から定着支援の利用へ移行の方は、地域定着支援のみ契約。

#### ⑥サービス等利用計画案作成

「サービス利用計画案」「週間計画表」「申請者の現状（基本情報）」「（現在の生活）」を作成し、利用者から内容に同意をいただけたら、市へ署名が入った計画案のコピーを提出します。

#### ⑦地域定着支援計画（案）兼台帳作成＋クライシスプラン作成

地域定着支援計画とクライシスプランを利用者と一緒に作成し、利用者から内容に同意をいただけたら、市へ署名が入った計画案のコピーを提出します。

※⑥と⑦は同時に市へ提出しても構いません。

#### ⑧受給者証発行

黄色の受給者証が発行され、市役所から送付されます。

#### ⑨担当者会議開催

利用者・ご家族・関係者を集め、担当者会議を開催し、計画案やクライシスプランに基づいて支援方針の協議や緊急時の役割分担等の確認を行います。

会議録は各事業所フォームで保管します。

主治医の先生、訪問看護、ヘルパー事業所など、多職種でチームを作って緊急時に対応できるような体制を整えます！



#### ⑩サービス等利用計画及び地域定着支援計画作成

サービス等利用計画及び地域定着支援計画及び台帳を作成し、利用者から内容に同意いただけたら、市へ署名が入った計画書のコピーを提出します。

#### ⑪支援開始

支援体制を構築します。緊急支援後は、提供実績表に支援内容を記載し、確認印またはサインをいただきます。

また、提供実績表は翌月10日までに市へ提出します。

## ⑫支援終了

対象者が下記に該当する場合、支援終了となります。

- 受給者証の期間満了となった場合
- 対象者から終了の申し出があった場合
- 対象者が入院、施設入所した場合
- 対象者が死亡、行方不明の場合

## 地域相談支援給付費の請求

### ■ 地域移行支援【報酬単価】

① 地域移行支援サービス費Ⅰ 3,504 単位/月

地域移行支援サービス費Ⅱ 3,062 単位/月

地域移行支援サービス費Ⅲ 2,349 単位/月

→事業者が地域移行支援計画を作成しない場合や、利用者との対面による支援を1月に2日以上行わない場合には、所定単位数を算定しません。

#### ★「地域移行支援サービス費Ⅰ」を算定する事業所の要件とは？

(1) 前年度に3人以上の地域移行の実績を有すること。

(2) 次の要件のうちいずれかを満たすこと。

① 従業者のうち1人以上は社会福祉士又は精神保健福祉士であること。

② 従業者である相談支援専門員のうち1人以上は精神障害者地域移行・定着支援関係者研修の修了者であること。

(3) 1以上の障害者支援施設又は精神科病院等と緊密な連携が確保されていること。

※緊密な連携・・・障害者支援施設の入所者や精神科病院の入院患者の処遇に関する会議等への定期的な参加や、障害者支援施設や精神科等からの依頼に基づく入所者・入院患者への福祉サービスの説明や事業所の紹介を月1回以上行っていることが目安。

### ② 初回加算 + 500 単位/月

→サービス利用の初期段階においては、病院等を訪問し、利用者の生活状況の把握等を行うなど特にアセスメント等に時間を要することからサービス利用開始月に算定できます。

※初回加算算定後に、地域移行支援の支給決定が更新された場合や、他の病院や施設等に転院・転所等して引き続き地域移行支援を利用する場合は、再度初回加算は算定できません。

また、初回加算算定後に、病院や施設等を退院・退所等して、その後、再度病院や施設等に入院・入所等する場合は、当該退院・退所等した日から再度入院・入所等した日までの

間が3月間以上経過している場合は、再度初回加算を算定できます。ただし、事業所が変更となる場合はこの限りではありません。

### ③集中支援加算 + 500単位/月

→利用者との対面による支援を1月に6日以上実施した場合算定できます。

※ただし、「退院・退所月加算」を算定する月は、加算できません。

### ④退院・退所月加算 + 2,700単位/月

#### + 500単位/月※

→退院又は退所日が属する月（退院又は退所日が翌月の初日等である時は、退院又は退所日が属する月の前の月）は算定できます。

※退所・入院月加算対象者が精神科病院に入院後3月以上1年未満の期間内に退院した場合に加算できます。

### ⑤障害福祉サービスの体験利用加算

イ 体験利用加算Ⅰ + 500単位/日（初日から5日目まで）

ロ 体験利用加算Ⅱ + 250単位/日（6日目から15日目まで）

ハ 地域移行支援事業所が地域生活支援拠点等としての機能を担う場合 + 500単位

### ⑥体験宿泊加算

→一人暮らしに向けた体験的な宿泊支援を行った場合算定できます。

イ 体験宿泊加算（Ⅰ） + 300単位/日

ロ 体験宿泊加算（Ⅱ） + 700単位/日

} IとⅡ合計して15日を限度

※夜間及び深夜の時間帯を通じて、必要な見守り等を行い、一人暮らしに向けた体験的な宿泊支援を行った場合に算定できます。

ハ 地域移行支援事業所が地域生活支援拠点等としての機能を担う場合 + 500単位

#### ★留意事項

「障害福祉サービスの体験加算」と「体験利用加算」はまず相談支援事業者が請求し、その請求分の金額を体験利用先の障害福祉サービス事業所へ支払います。



## ⑦ピアサポート体制加算 + 100単位/月

→一定の要件を満たし、利用者の自立に向けた意欲の向上や地域生活を続ける上での不安の解消を行った場合算定できます。

### ★「ピアサポート体制加算」を算定する事業所の要件とは？

(1) 地域生活支援事業の「障害者ピアサポート研修(基礎研修及び専門研修)」を終了した次の者をそれぞれ常勤換算方法で0.5人以上配置していること(併設する事業所(計画相談支援・障害児相談支援・自立生活援助・地域移行支援・地域定着支援に限る。)の職員を兼任する場合は兼務先を含む事業時間の合計が0.5人以上の場合も算定可。)。

①障害者又は障害者であったと都道府県又は市町村が認める者※

※ 「都道府県又は市町村」は、自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援は都道府県、指定都市又は中核市、計画相談支援及び障害児相談支援は市町村。

②管理者又は①の者と協働して支援を行う者。

なお、令和6年3月31日までの間は、経過措置として、都道府県又は市町村が上記研修に準ずると認める研修を終了した①の者を常勤換算方法で0.5人以上配置する場合についても本要件を満たすものとする。(②の者の配置がない場合も算定可。)

(2) (1)の者により、事業所の従業員に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われること。

(3) (1)の者を配置している事を公表していること。

## ⑧居住支援連携体制加算 + 35単位/月

→居住先を賃貸住宅の供給事業者と連携して支援行う場合算定できます。

### ★「居住支援連携体制加算」を算定する事業所の要件とは？

(1) 居住支援法人又は居住支援協議会との連携体制を確保し、その旨公表していること。

(2) 月に1回以上、居住支援法人又は居住支援協議会との情報連絡を図る場を設けて、住宅の確保及び居住支援に係る必要な情報を共有すること。

## ⑨地域居住支援体制強化加算（月1回を限度） + 500単位/回

→居住支援法人と共同して、利用者に対して在宅での療養上必要な説明及び指導を行った上で、障害者縫合法に基づく協議会や精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築における保健・医療・福祉等の関係者による協議会の場に対し、居住の確保及び居住支援に係る課題を報告した場合算定できます。

### ■地域定着支援【報酬単価】

#### ①体制確保費 306単位/月

→常時の連絡体制の確保等を行った場合に算定できます。また、地域定着支援台帳の作成に係るアセスメントに当たっての利用者との面接等や定期的な利用者の居宅への訪問等による状況把握を行うことが必要。

#### ②緊急時支援費Ⅰ + 712単位/日

→利用者の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、利用者または家族等からの要請に基づき速やかに利用者の居宅等への訪問又は一時的な滞在による支援を行った場合に算定できます。

#### ★留意事項

- ・緊急時支援を行った場合は、要請のあった時間、要請の内容、当該支援の提供時刻及び緊急時支援の算定対象である旨を記録する必要があります。
- ・一時的な滞在による支援は、宿泊によらない一時的な滞在による場合についても算定できます。また、一時的な滞在による支援は、宿泊日及び退所日の両方を算定できます。
- ・一時的な滞在による支援は、短期入所サービスの支給決定を受けている障害者の場合であっても、身近な地域の短期入所事業者が満床である等やむを得ない場合においては、算定できます。
- ・利用者等から緊急の要請があったからといって全てを算定できるわけではなく、障害の特性に起因して生じた緊急の事態に対して、緊急訪問の前に、可能な範囲で関係機関と連絡を行い、緊急の訪問又は一時的な滞在の必要性及び訪問時等の適切な対応を検討した上で直接訪問を行った場合に算定できます。



**③緊急時支援費Ⅱ + 95単位/日**

→深夜（午後10時から午前6時まで）、本人や家族等に対して電話による緊急的な相談対応を行った場合に算定できます。

予定の確認等の電話連絡は算定対象外です。また原則メールによる対応についても対象になりません。

深夜に電話による相談対応を行った場合、その後利用者の居宅等へ出向いて支援を行った場合は当該日については緊急時支援費Ⅰのみを算定し、緊急時支援費Ⅱとの併給はできません。

**④ピアサポート体制加算 + 100単位/月**

→就労移行支援同様

**⑤日常生活支援情報提供加算（月1回を限度） + 100単位/回**

→利用者の同意を得て、精神障害者が日常生活を維持する上で必要な情報を精神科病院等に対して情報を提供した場合算定できます。

**⑥居住支援連携体制加算 + 35単位/月**

→地域移行支援同様

**⑦地域居住支援体制強化推進加算（月1回を限度） + 500単位/回**

→地域移行支援同様

■ その他【報酬単価】

**①新型コロナウイルス感染症への対応に係る特例的な評価**

・ **基本報酬の合計単位数 × 0.1%**

**※原則、令和3年9月サービス提供分までの措置**

※報酬単価や加算については法改正などで変動する可能性があります。

## 用語集

### □委託相談支援事業所

長崎市より障害者相談支援業務の委託を受けた事業所。障害者の福祉に関する様々な問題について、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等を行うほか、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善の推進、権利擁護のために必要な援助も行う相談事業所。

### □救護施設・・・P3

身体や精神に障害のある方で、経済的な問題も含めて日常生活をおくるのが困難な方たちが、健康に安心して生活するための保護施設。

### □共同生活援助（グループホーム）・・・P9

障害のある方に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行う事業所。

### □更生施設・・・P3

心身上の理由で、養護や生活指導を必要とする要保護者が生活扶助を受ける入所施設。

### □更生保護施設・・・P4

刑務所や少年院を出た人、執行猶予中の人などのうち、社会生活がうまく営めず、かつ家族や公的機関などからの援助を受けられない人を一定期間保護する民間の施設。

### □サービス等利用計画・・・P7、8、11

障害のある方等の心身の状況、置かれている環境、障害福祉サービス等の利用に関する意向などを勘案し、利用する障害福祉サービスの種類や内容などを定めた計画書。

### □指定特定相談支援事業所

サービス等利用計画についての相談及び作成などの支援が必要な方へ、障害のある方の自立した生活を支え、障害のある方の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援を行う相談事業所。

### □指定一般相談支援事業所・・・P3、4、10

地域移行支援や地域定着支援を実施する相談事業所。

### □自立更生促進センター・・・P4

刑務所を仮釈放になったが家族らの引受人がない方で、民間施設で対応が困難な方を受け入れる国が設置した一時的な宿泊施設。

□就業支援センター・・・P4

主として農業等の職業訓練を実施し、就農による自立を支援するとともに、保護観察官による生活指導や社会技能訓練等を実施している施設。

□宿泊型自立訓練施設・・・P9

知的障害のある方または精神障害のある方で、日中一般就労や障害福祉サービスを利用している方が地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練を行う事業所。

□自立準備ホーム・・・P4

刑務所を出所したものの行き場所がない方などを対象に、職員が毎日生活指導や集団ミーティング（カウンセリング）などを行うことで、自立を支援する民間施設。

□支援員・・・P7

地域移行支援で外出の同行支援等を行う職員。

□地域生活定着支援センター・・・P3

罪を犯した障害のある方が、刑務所などの矯正施設を出た後の社会復帰や自立を支援するセンター。

□保護観察所・・・P3

犯罪者に対して、その改善・更生を助けるために、社会内において保護観察官等がケースワーク的方法により、指導監督および補導援護を行う国家の機関。

□モニタリング・・・P7

障害福祉サービス・障害児通所支援の支給決定後、利用計画の内容が適切であるかどうか等定期的に見直しを行うもの。

□居住支援法人・・・P15

住宅確保要配慮者住居支援法

（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律 第40条 規定）

□居住支援協議会・・・P15

住宅確保要配慮者居住支援協議会

（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律 第51条 規定）

## お手元にとられた方へ

このリーフレットは長崎市障害者自立支援協議会 地域生活支援部会において「地域相談支援を実践してみたい」とお考えの相談支援事業所に活用して頂きたいという思いで作成しました。

一般社団法人支援の三角点設置研究会が作成した「障害者地域相談のための実践ガイドライン」と共に長崎市版としてご確認いただきたいと考えています。地域相談支援の推進の一助になることを願っております。

## 地域相談支援のしおり

長崎市障害者自立支援協議会 地域生活支援部会 にて作成

平成28年 12月 初版

令和元年 6月 改定

令和2年 8月 改定

令和3年 3月 改定

令和3年 4月 改定

事務局 長崎市障害福祉課支援係